

令和5年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

令和5年6月7日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	6番	大森 恒太朗
7番	嶋田 善行	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	宮崎 和彦
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷 容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副町長	加藤 惠三
教育長	山本 雅章	総務部長	西巻 昭男
安全安心課長	曾谷 博一	政策財政課長	真弓 啓
税務課長	福田 善行	住民生活部長	栗本 公生
住民生活部次長	北 典子	福祉課長	中原 潤
子育て支援課長	中尾 歩美	国保医療課長	猪川 恭弘
住民課長	峯川 敏明	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	都市創生課長	福居 哲也
上下水道課長	岡村 智生	会計管理者	安藤 晴康
教育次長	本庄 徳光	教委総務課長	仲村 佳真

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、6番、大森議員の一般質問をお受けします。

6番、大森議員。

○6番（大森恒太朗君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

法隆寺門前の県道整備についてご質問します。現在、高齢者、お体の悪い方等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき策定された、斑鳩町バリアフリー基本構想、高齢者、障害のある人、子ども・子育て世代の人、観光客等が利用する施設の移動が円滑に誰でも暮らしやすいまちづくりのための整備が行われています。この基本構想の推進に向けたとりくみ、今後のとりくみの方向性、五つの中に観光バリアフリーの推進がごございます。世界文化遺産をはじめ多くの歴史文化的資産を持つ斑鳩町には、外国人を含む多くの観光客が訪れます。そんな観光地の移動円滑化のため、心のバリアフリーや移動支援のため、案内整備等を推進し回遊性を高めることにより、斑鳩町のにぎわいの向上や、活性化に向けた整備をこれまで行ってきていただいたと思います。また、これからの整備も計画されています。そこで、斑鳩町バリアフリー計画の協議を検討されていると思いますが、その進捗状況についてご確認させてください。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） おはようございます。斑鳩町バリアフリー基本構想における法隆寺門前の県道法隆寺線の進捗状況についてのご質問でございます。

平成31年3月に策定いたしました斑鳩町バリアフリー基本構想特定事業計画におきまして、県道法隆寺線の実施計画としては、舗装の改良や点字ブロックの設置、障害者用駐車施設の設置を掲げており、実施期間は令和3年度から令和4年度（後刻「令和7年度」と訂正あり）までといたしております。県道法隆寺線の管理主体は奈良県となりますことから、郡山土木事務所において、昨年度、令和4年度から整備内容について町と連携しながら協議を進めているところでございます。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

- 都市建設部長（上田俊雄君） 先ほど、実施期間については、令和3年度から令和7年度までといたしております。
- 議長（中川靖広君） 6番、大森議員。
- 6番（大森恒太朗君） 私も管理主体は県だということは理解してます。だからこそ、地元として、斑鳩町としてどのようなアイデアを県に出したのか、協議したのか確認をしたいと思います。例えば、バリアフリーだけではなく観光地としての整備を併せて協議しているのか、日本で第1号認定の世界文化遺産、法隆寺門前の歩道整備に合わせて、これから30年、50年後へと残る観光地、歩道整備の要望やアイデアを出されたのかお聞きします。
- 議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。
- 都市建設部長（上田俊雄君） 法隆寺門前の県道法隆寺線につきましては、法隆寺参拝の玄関口でありますことから、バリアフリー化に観光地の観点を含めて、修景、景観等に配慮し、多くの観光客を迎え入れることができる、よりよい道路となるよう、郡山土木事務所との協議の場において強く要望いたしているところでございます。
- 議長（中川靖広君） 6番、大森議員。
- 6番（大森恒太朗君） ありがとうございます。先日の同僚議員も言われたとおり、姫路城等々ではすごくイベントとかそういったものもやっていますし、やっぱり法隆寺、私も他府県に行ったとき、斑鳩町と答えてもなかなか皆さん、ピンとこないんですけど、「法隆寺がある町だよ」と言うと、「あそこね」という、皆さん、ピンとくるものがあると思うので、やっぱり斑鳩町イコール法隆寺、そういったまちづくりというよりも皆さんの認識なんですね。なので、斑鳩町と法隆寺はすごく密接な関係をしていると思いますので、その中で法隆寺と県と斑鳩町が連動して、この斑鳩町をもっともっとすばらしいまちにしていけるように、していただきたいと強く要望して、私の一般質問を終わらせてもらいます。以上です。
- 議長（中川靖広君） 以上で、6番、大森議員の一般質問は終わりました。
- 次に、11番、濱議員の一般質問をお受けします。
- 11番、濱議員。
- 11番（濱真理子君） 改めまして、みなさんおはようございます。
- 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。
- ひとつ目の質問でございます。チャイルドシート購入助成について、お伺いいたします。6歳未満児を車に乗車させるためにはチャイルドシートを使用させなければならない

い法は、子どもの安全を守るために必要不可欠なものでございます。出生後、産院を退院するときからの使用が必要で、使用していないときは反則1点となります。保育園、幼稚園等への送迎に車を使われている方は相当おいでです。町では自転車に取りつける子ども用の補助いすの補助を実施されており、住民からは喜ばれております。しかし、乳児など自転車での送迎が難しい例や、気候の具合によっては車での送迎が必要となることもあります。保護者の仕事の多様化や、送迎を代行してもらいにくい状況にある家庭など、チャイルドシートが必須アイテムとなっています。

ひとつ目の質問です。町内の6歳未満児の人数と世帯数について、また、対象児が複数いる世帯数はどれだけか、まずお聞き申しあげます。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） おはようございます。それでは、今、町内の6歳未満児の人数と世帯数についてですが、令和5年6月1日付の住民基本台帳から抽出した6歳未満児は1,335人で、世帯数は1,006世帯です。そのうち、対象児童が複数いる世帯は300世帯となっております。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。全世帯数の約12分の1に当たる1千世帯が6歳未満児のいる世帯で、そのうち300世帯が6歳未満児複数人の世帯とのお答えでございました。斑鳩町は、国、県に先駆けて子育て支援策に力を入れ、子ども医療費の無料対象年齢の引き上げや、一部後退もありましたが小中学校の30人クラス編制、保育園や学童保育の時間延長などにとりくまれてきました。

町外から斑鳩町の様々な子育て施策に注目し、転居の検討をしている声も聞かれています。また、斑鳩町で育て、今は町外で子育て中の二世を呼び戻すとのお話も聞きました。斑鳩町の魅力ある施策のひとつにチャイルドシート購入への補助を創設していただきたく強く要望いたします。

②の質問をさせていただきます。新生児から6歳未満児までに必要なこのチャイルドシートの機種変更等についてお伺いいたします。チャイルドシート購入に当たって、その機能や構造など、また、価格についても様々であります。担当課ではどのように理解され、助言等にあっておいでですか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） チャイルドシートの機種につきましては、新生児から1歳頃まで利用できる乳児専用タイプや、1歳から4歳頃まで利用できる幼児用タイプ、

新生児から4歳頃まで利用できる乳児・幼児兼用タイプ、4歳から10歳頃まで利用できる学童タイプ、新生児から7歳頃まで利用できる乳児・幼児・学童兼用タイプなど、家族構成や使用頻度によって選択できるよう、様々なタイプの機種が販売されております。チャイルドシートの着用が義務づけられている新生児から6歳未満までの間に必要な機種変更につきましては、最初に購入する機種により買い替えの必要なく6歳未満まで使用できる場合もあれば、1回から2回程度の買い替えが必要となる場合もあります。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。機種によって6歳未満の期間中使用できるものもあるとのことですが、第2子、第3子までが6歳未満となると、ひとりずつにチャイルドシートが必要なので、人数分のチャイルドシートが必要となります。奈良県下での補助制度はありませんが、全国で見れば補助の要件等がいろいろありますが、かなりの自治体がとりくんでおります。補助が3人目であったり、また補助が購入金額そのもので、上限が10万円であったりと大きな差がございます。自治体だけでなく警察署での貸出しなども利用でき、子どもの安全に対する姿勢がうかがえる内容でございます。購入補助に共通するのは、チャイルドシートの品質が保証されているものとあり、この点でも安全最優先でございます。

③の使用可能期間についてお伺いいたします。リサイクルショップなどでも多数展示されております。安全面での見解をお聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 先ほどのご質問で回答させていただきましたとおり、購入されるタイプによって使用可能期間は異なってまいります。環境への意識の高まりや経済的な面から、リサイクルショップやフリマアプリ等を利用して中古品を購入される方もいらっしゃると思いますが、お子様の命を守るためにも、商品を選択される場合は劣化や損傷がないか、国の安全基準への適合が確認されたものであるかなど、保護者の方が細心の注意を払って購入される必要があると考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。品質が悪くて事故につながるということでは、何のためのチャイルドシートかわかりません。家族であるとか縁者、また友人から譲り受けたものを使われる方もおられますが、購入すると費用は家庭の経済を大きく圧迫いたします。先ほどの質問で譲渡時の安全機能の保証も考慮が必要でございます。

④としてお伺いしたいのは、他世帯への譲渡についてどのように町は考えていらっし

やいますか、お伺いたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 先ほども経済的な観点からということで、リサイクルショップ等で購入される場合に関しても、商品の選択に関しましては保護者の方が細心の注意を払っていただいて購入していただくということを考えておりますので、譲渡に関しましても、そういった保護者の方が注意をしながら、お互い商品を確認をしていただきたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。新規に購入された機種には取扱説明書に安全面でのチェック項目や目安となる劣化項目などの記述がございます。また、機種から同様の情報がインターネット等で得られるということもございます。譲渡にこれらを活用しながらも、新規購入時の補助金助成を強く要望いたします。子どもさんの命・安全を守るためにも、ぜひともしっかりとした機種購入ができるひとつの援助として、新しく補助制度創設を要望いたしまして、この質問については終わらせていただきます。

二つ目の質問をさせていただきます。二つ目の質問は、高齢者の補聴器購入費助成の拡充についてでございます。斑鳩町が県下初めての高齢者補聴器購入費助成を実現したことは、町民のみならず県下市町村の多くの方が注目をいたしました。障害認定には至らなくても、聞こえにくい不自由さは高齢とともに進んでいきます。聞き返すのが嫌で会話だけでなく外出をもためらってしまうなど、生活の張りが変化してまいります。

認知機能の低下や災害時の情報獲得など、あらゆる場面で負の要素が蓄積してまいります。多くの補助利用の方と、これから利用を考える方に代わって、この制度、本当にありがとうございます。

さて、①の質問といたしまして、これまでの補助の実績についてお伺いたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 高齢者の補聴器購入助成制度の現在までの実績につきましてのご質問でございます。本事業は令和4年4月から開始をし、令和4年度の助成件数は12件、助成額は23万4,700円でございます。令和5年度におきましては5月末時点で助成件数1件、助成額は2万円となっております。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。予定していた補助件数を上回って、追加で12件の助成がなされました。助成額から見ると4万円以下の購入額の方があった

と思われます。しかし、補助の始まる前までに購入された方々からお話を聞くと、かなり高額だったとの回答がごございます。購入者個々の状態は同じではなく、また、購入店のお勧めなどで差があることも考えられますが、多くの方が4万円を超える機種を購入されています。実際に購入された金額についてお伺いいたします。

2番として、1台当たりの購入価格についてお示してください。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 実際に購入されました補聴器の金額についてのご質問でございませう。補聴器1台当たりの購入金額は2万8,300円から25万3,800円と幅広く、1件当たりの平均金額にいたしますと約13万2千円となつてございませう。以上です

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。大変な幅がございませう。実際の購入金額の平均が13万2千円とのこととございませうが、これは高額なものを購入された方がいることで、少し高い目に出ているのかと思つていませう。現在、物価の上昇は限りがないほど生活を圧迫していませう。高齢者の収入は限られておりませう。助成額の引き上げを検討し実現していただきたく要望するものでございませう。

③の質問をさせていただきます。助成を受けた方の使用状況についてお伺いいたします。助成を受けた方はまだ少数でございませうが、補聴器使用経験のある方でも難聴の具合が変化するなど、補聴器とのマッチングに苦慮され、使用を続けにくいと言われていませう。自費で購入し使用されておられる方も含めて、町のとりくみについてお聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 助成を受けて購入された方への関わりについてのご質問でございませう。補聴器を購入された後でも聴力は少しずつ変化をしていき、聞こえやすさも変わつてくると思ひませう。また、購入したもののきちんと使いこなせずに途中で使用しなくなつてしまうケースも考えられますので、少しでも購入された補聴器を長く使用していただくため、申請時等に、機器の利用に関し、何かあれば購入先に相談されることや、何か身体の状態等で支援が必要になつた場合は、役場や地域包括支援センター等にご相談をいただくようお声かけに努めてまいりたいと、そのように考えておりませう。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。相談もせずそのままになつてしまう

というのは大変残念なことでございますので、寄り添っていただいて、こういった方々にもしっかりとお話をしていただけるよう望んでおります。購入の補助だけでなく一人ひとりに寄り添った対応をよろしくお願い申し上げます。重ねて申し上げます。ぜひとも補助金の増額を強く要望いたしまして、この質問については終わらせていただきます。

続きまして、町内で活動されているボランティアの方々への支援についてお伺いいたします。地震や洪水など大きな災害時に活動してくださるボランティアの方々の姿が、今般、毎日のようにニュース報道されています。感謝とともに心より敬意を表します。災害時に限らず、日々の活動を続けてくださる多くのボランティアの皆さん、本当にありがとうございます。①の質問で、町内でボランティア活動をされている団体や個人はどれほどあるのか、お聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 町内でボランティア活動をされている団体や個人の数についてのご質問です。本町においては、町内の住民活動の現状がわかる活動情報冊子として斑鳩町協働のまちづくりガイドブックを発行しております。2022年度版のガイドブックによりますと、NPO住民活動団体等の数として分野別で申し上げますと、歴史・文化分野で14団体、環境・景観分野で11団体、健康・福祉分野で19団体、農・食分野で5団体、総合・安全・その他で3団体となっており、合計52の団体が住民活動センターに登録されておられます。また、団体等所属の方以外にも個人でボランティア活動をされている方も多数いらっしゃるとは存じておりますが、ガイドブックでは個人の数の把握は行っておりませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。たくさんの方が活動をされておられます。個人については人数が不明とのことですが、不定期であったり、誰も見ていないところであったり、また、ほっとする声かけをしてくださったり、ボランティアの範囲は無限ではないでしょうか。

②の質問といたしまして、町の支援等のとりくみについてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 町内でボランティア活動をされている方々への町の支援等のとりくみについてのご質問です。本町では、町主催のイベントのほか、学校安全ボランティアによる登下校の見守り活動など、様々な場面でボランティアの方々のご協力を得ているところでございます。その活動の支援として、活動中の事故に対する保険として

町が全国町村会総合賠償保険もしくは各種ボランティア保険に加入しているところでございます。また、行政と目的や目標を共有する団体が、時代のニーズに合った新しい活動をつくり出そうとチャレンジする動きを支援し、自立した継続的な活動につながることを目的として、協働のまちづくり活動提案制度により補助金を交付しているところでございます。さらには住民活動の拠点である住民活動センターでは、住民活動の相談窓口となり、住民活動団体として登録された団体の活動に関する情報発信などの活動支援のほか、ボランティア活動をされる皆さんやボランティアを必要とする団体のマッチング支援を行っているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。たくさんの方が、様々な形でボランティア参加をしてくださっております。行事等に来ていただいている方などの保険については、その保険料については町が負担していること、また、町が負担していないけど保険が必要な、そういったことについて、ちょっと教えてください。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 各種保険の加入につきましては、先ほども申しあげましたとおり総合賠償保険に入っておるところでございます。また、それぞれの活動におきまして、ボランティア保険あるいは社会福祉協議会におけるボランティア保険なども活用しているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

何かあってはならないのですけれども、何かあったときには保険も必要でございますので、これについてもしっかりとしていただきたいと思えます。

さて、②の質問をさせていただきます。町の支援等のとりくみについてお聞きいたします。ボランティアの活動の多様性に対して、担当課が異なるなど対応が大変だと思われませんが、住民活動センターの活動に大変期待をしております、私は。

他の議員の質問にもありましたが、ボランティア活動をされている団体、個人の高齢化が進み、運営上で変化が出ていると聞きます。

③の質問といたしまして、活動人数の動向について、お聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 町内でボランティア活動をされている活動人数の状況についてのご質問です。斑鳩町協働のまちづくりガイドブックの2022年度版と2017年

度版を比較いたしますと、住民活動センターに登録されている住民活動団体等の団体数は3団体減少しております。また、活動人数といたしましては、会員数を把握できている団体での比較となりますが、少子高齢化の影響により200人程度減少しているところがございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。少し前のあれですけど、5年間で把握しているだけで200人の方が減少しているというお答えですけれども、団体に所属していないでいろんなボランティアをしてくださってる方を合わせると、実数ははるかに多いのではないかと私は感じております。

④として、今後のとりくみについて、町のお考えをお聞きします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 今後の町としてのとりくみについてのご質問です。少子高齢化の進行やライフスタイル、価値観の多様化が進む中、既存の住民活動団体におかれては、担い手の高齢化など運営面や体制面で様々な課題を抱えられていることは町としても認識しているところです。今後は、住民との協働や連携の必要性がさらに高まるものと考えており、町といたしましては、様々なボランティア活動がまちづくりの重要な役割を担っていくことを広く発信し、住民の方々にボランティア活動に対する意識を高めたいと考えてまいります。

また、住民活動センターにおきましては、引き続き、窓口のほかホームページやメールマガジン、ガイドブック等を活用しながら、住民活動の情報発信に努めてまいります。さらには、知識や経験、スキルを持った住民の登録を受け付け、ボランティアのマッチング支援を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。いろいろな方法でボランティアさんの支援を続けていただきたいと思います。ボランティア活動の意義や認識、これも大変重要ではございますが、活動を楽しめるような、そういった支援のとりくみもお願いを申しあげまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

続いての質問でございます。質問の前に申しあげますが、通告のところで私が間違えておりました。重度心身障害者というふうに書かせていただいたのですが、重度身体障害者というのが本当の名称でございますので、訂正しておわび申し上げます。

さて、この質問は質問の中の②の「利用の対象者の拡大を望むこと」からの質問でご

ございます。まずは①といたしまして、この制度の車いす用リフト付車両、これは運転手がついているものでございますが、その利用状況について伺います。この車両の利用頻度が高いならば、本来の利用可能な運行を妨げることはできません。状況をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 斑鳩町社会福祉協議会に運営を委託をしております重度身体障害者の移動支援事業の利用状況についてのご質問でございます。

本事業の利用状況につきましては、令和4年度では1件、令和5年度では5月末時点で1件の利用となっております。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。令和4年度が1年間で1件、令和5年度は現在までで1件の利用があったというお答えでございました。利用の頻度は低くほぼ待機状態にあります。ここで、先ほどの②の障害認定者以外の利用についてお聞きいたします。病気やけがで車いすを常時使用している方や、子どもや介護保険対象者でない方などの利用はできないかをお聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 重度障害者の移動支援事業につきましては、障害者総合支援法に位置づけられております地域生活支援事業の国庫補助金、県費補助金を利用し実施をしております。利用対象者につきましては、身体障害者手帳の交付を受け、かつ、下肢、体幹または移動機能の障害程度が1級または2級の者。障害程度が3級以下で、2以上の障害を重複する場合、当該障害者の総合の程度が1級または2級の者。疾病等の身体的理由により、臥床または常時車いすを使用し、かつ同等の障害程度があると認められる者で、身体障害者手帳の交付申請中もしくは障害が固定する期間が未経過等のやむを得ない理由により、身体障害者手帳の交付を受けていない者となっております。基本的には障害者手帳を所持していない方は利用できないこととなっております。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。細かく定められております。しかし、補助金の関係もございますが、利用要綱に特別に認められた者等の項目を追加するなど、こういった工夫をして、せっかく所有している貴重な住民の財産を活用すべきと私は思います。ぜひともその点についても方法がないか、ご検討いただきたいと思います。

③に高齢者優待利用券等との融合性についてと書かせていただきました。町では高齢

者の外出支援のため、バスやタクシーの利用券の交付をしていますが、これを利用できない例もございます。先ほど申しあげましたように、病気やけがなどで車いすを利用している方、また子どもや介護保険対象者でない方などは利用できない、こういったことがございます。お近くのところで香芝市での同様の車の貸出しは、運転者はなく家族等が運転をする、車いすのセット、乗降を家族がいたします。登録し、使い方の指導も受けています。しかし、燃料費は自己負担でございます。先ほど申しあげました、車両がもしこの斑鳩町で使えるということになれば、ガソリンが必要でございましたら、そのガソリン券、これが高齢者の外出支援のところでも使えるように、ぜひともそのことについても併せて検討していただきたく、ちょっと突飛なところでございますけど、ここに書かせていただきました。質問に加えております。運用面の検討も含めて、利用範囲の拡大を強く要望いたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） ただいまご提案をいただきました香芝市の社会福祉協議会においてのとりくみにつきましては、いろいろ参考にしながら調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。高齢者の実態把握調査等により検討されている項目がたくさんとありますけれども、先ほども申しあげましたけれども、高齢者に限ることなく利用できる仕組みづくりもぜひとも考えていただきたくお願いを申しあげます。これでこの件に対しての質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

さて、最後にお聞きしたいのは、ナポくんメールの活用をということであげさせていただきました。①といたしまして、奈良県警察から発信されるナポくんメールを、住民の安全にいかすとりくみに追加されたい、こう望んでおります。

不審者の情報が町の閉庁日のために配信されず、ナポくんメール受信者には届きました。また、不審者は町内だけが範囲ではないことから、西和警察署管内の情報は必要ではないでしょうか。いかがでございましょうか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） ただいまおっしゃっていただきましたナポくんメールの活用というところでございます。

まず、教育委員会におきましては、児童生徒また園児の安全安心を地域で守るという

地域全体の連携、協働した防犯体制のもと、町といたしましては特に地域の防犯発生情報、また不審者情報などをできるだけ早く提供いたしまして周知を図ることが、犯罪、また事故などを未然に防ぐことにつながるものと考えているところでございます。

このことから、犯罪発生情報また不審者情報など、子どもの安全に関わる情報を迅速に共有し対応を行っていくため、本年4月の20日になりますが、斑鳩町防災情報メールの子ども安全安心メールに合わせまして、ナポくんメールにつきましても教職員また保護者の方に対し、メールの登録を行っていただくよう文書にて依頼をさせていただいたところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 先ほど言いました不審者情報のことですけども、教育委員会はすぐに対応され、学校等を通じて案内をしていただきありがとうございます。

ナポくんメールは不審者だけでなくジャンルがいろいろと選べて、不審者だけでなく詐欺の電話情報などもございます。交番から届くお知らせなどではなく、タイムリーな情報は暮らしの安全につながってまいります。警察署の範疇ではありますが、住民にしっかり伝えていただきたく要望としてあげさせていただきました。

広報などでお知らせするとともに、登録のお手伝いを案内するなどもぜひともお願いを申しあげまして、このナポくんメールの活用をぜひとも町民全体にも広げていただきますようお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中川靖広君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

次に、10番、宮崎議員の一般質問をお受けします。

10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。まず、下水道の接続についてですけど、私道の下水道の工事は地権者から同意をいただいて整備しているのか、その辺をお聞かせ願えますか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 私道における下水道工事についてのご質問でございます。

私道に公共下水道を敷設する場合につきましては、水洗化の普及促進を図ることを目的に、私道における公共下水道敷設に関する取扱要綱によりまして、汚水排除対象戸数が2戸以上であることなど、一定の要件を満たした場合、私道の権利者から私道内公共下水道敷設申請書などの書類を提出していただき、私道敷使用貸借契約を締結し、整備

を進めているところでございます。また、私道における公共下水道敷設に関する取扱要綱制定以前に整備した区域では、土地所有者及び沿線の居住者からのご要望をいただき、口頭によりご了解をいただき整備を進めた路線もでございます。

今後は、私道における公共下水道敷設に関する取扱要綱に準じて進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） 今後、気をつけて、昔から私道といったら開発業者とかいろいろあるので、その辺は十分近くの住民のトラブルとならないように事業を進めていただきたいと思います。

次に、この下水の道路に関してなんですけど、所有地とか私有地とかあるんですけど、住宅が現在、建てられているところがありますけど、道路所有者と別なんですけど、これ確認申請の取得は可能なんですかね。その辺ちょっとお願いできますか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 住宅を建築するための接道要件に関するご質問でございます。建築基準法では第43条におきまして、建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならないと規定されており、この道路とは、同法第42条で定義されている道路となり、主に幅員4メートル以上の道路法による道路や、開発道路などの都市計画法による道路となっております。建築確認を所管する奈良県に確認いたしましたところ、一般的には接道要件を審査する際には、規定された道路かどうかを判断するものであり、その所有者は関係ないものと確認いたしております。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ありがとうございます。

続きまして、3番目のそういう、現在、所有者がいなくて個人私道とかに課税というものがかけられているかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 個人、法人などが所有しております私道の固定資産税についてのご質問です。個人、法人などが所有している公共の用に供する道路につきましては、地方税法の規定により非課税となります。ただし、占有物がある場合や広く不特定多数の通行の用に供していない場合など、公衆用道路として認められない場合は、固定資産税が課されることとなります。以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ありがとうございます。それに関しての次の質問ですけど、所有者の存在しない道路ですけど、今、説明していただいて、今、非課税ということですけど、もし日常使われている道路が補修しなくてはいけないということになったら、そのことに対して町のほうはどういうふうなお考えですか。お願いします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 所有者が不明の場合の道路の補修についてのご質問でございます。私道とは、個人や企業などの法人が持つ土地のことを指し、この補修などの管理は私道所有者が行うものでございます。しかしながら、私道所有者が不明な場合など、利害関係者によってその管理を行う場合などは、所有者の同意が必要となってまいります。ご質問の所有者が不明な場合については、同意を得る所有者が不明であったり、所有者が死亡し、その相続人の有無が明らかでないため、必要な同意を得ることが困難であったりするときには、財産管理制度という制度を利用し、家庭裁判所により選任される財産管理人から私道の工事に関する同意を得て工事を行うという方法が考えられます。また、同意を得る必要がある所有者が解散した株式会社や一般社団法人などの法人であり、清算人となる者がいないため必要な同意を得ることが困難な場合には、利害関係者の申し出に基づいて裁判所が選定した清算人から私道の工事に関する同意を得て補修を行うことになってまいります。私道につきましては様々なケースがあり、その状況により対応も様々であると考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ありがとうございます。できるだけそういうことがないようになったらいいなと思います。

それで、次に2番目の質問に移らせていただきます。斑鳩町東小学校の西側の道路なんですけど、初めに小学校が建てられたと思うんですけど、なぜ私が一番疑問に思ったのは、小学校をつくったときになぜあの道路を狭くしたのか、その辺がちょっとわからなかったの、それをちょっとお聞きしたいと思ってるんですけど、あとはそこが昔は通学路になってたんですけどね、今、その通学路の関係でどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 斑鳩東小学校の西側の通学路におけます登下校の状況につきましてでございます。質問者がおっしゃいますように、斑鳩東小学校の西側道路は通学路となっておりますが、令和4年4月からは斑鳩東小学校の運動場の南側から直接出入

りができる扉を利用いたしまして、雨天時も含め運動場内に設置をしたグリーンベルトを通行して登下校をしております。このことから、原則的には斑鳩東小学校の西側の道路は通学路として通行していない状況となっております。

なお、扉の開閉時間につきましては、登校時は午前7時30分から8時20分ごろ、下校時につきましては、下校時刻から約30分間程度としており、この時間帯については、曜日や学年に応じて教員が立哨を行っているといった状況で登下校しているところでございます。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ありがとうございます。そうですね、できればあの道をできるだけ子どもたちに通ってもらわないようにして。あそこは規制もかかっていませんので、結構、車の出入りが激しいように思いますので、その辺を気をつけて。あとは教員さんが立哨とかしていただいて、子どもを見守っていただくということで、大変細かいところまで配慮していただきたいと思います。あとは先日ですかね、少し東側で道路を寄附いただいたということが広報に載ってましたので、できるだけあれを早く整備して、できるだけ車の少ないところを子どもたちに通っていただきたいと。これは私の要望ですけど、できるだけ早く整備してあげていただきたいと思います。

それでは、3番目の質問に移りたいと思います。3番目の災害対策についてですけど、梅雨入りが発表になり、さらに台風シーズン、もう一度来ましたけど。三代川と富雄川、これが斑鳩では結構、氾濫し得るような川になっておりますので、これは県と町が一体になってやっていかないといけないという事業だと思えますねんけど、今どういうふうにか県とお話ができているのかちょっとお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 三代川改修につきましてのご質問でございますが、JR法隆寺駅南側の家屋密集地域での用地交渉などが難航する状況が長年続いておりましたが、令和3年度に沿線の商業ビルとの交渉が整い、現在、マンションへの出入り用床板から三代川を横断する町道306号線までの区間の改修工事が施工されております。また、改修工事と並行して、令和5年度ではJR踏切までの区間の用地交渉とJR踏切から上流部の設計を進められているとのことでございます。

以上のように、三代川改修につきましては、奈良県にて段階的に事業を進められている状況であり、斑鳩町といたしましても、今後とも早期の河川改修完了に向けて奈良県との連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ありがとうございます。三代川が一番怖いというか、よく氾濫されて、町の職員さんもよく出ておられるんですけど、これを改修することによって上流とか、あの辺がまた順番に改修していくのかなと思いますんで、早期できるだけ早くやっていただきたいと思います。

続きまして、災害時の対策、水害、地震などの地元業者との連携はどうなっているのかお聞かせ願えますか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 大雨や台風、地震等の自然災害への対応に関するご質問でございます。町では迅速な対応ができるよう、被災した場合の応急復旧や本復旧の態勢を整えておく必要がございますので、特に地元の建設業の皆様のご協力が必要となっております。過去には、町から緊急時における資機材の種別と量、また作業員の人数や現場到達に要する時間等、連絡先について照会を行い、建設業者ごとの協力態勢を確認いたしておりました。しかしながら、実際に災害が起こり復旧作業を個別に建設業者に依頼いたしますと、実働いただける作業員の人数不足や時期により把握した資材の量が異なること、建設機械はあるが作業員の手配ができない場合など、復旧作業にあたる建設業者の手配に苦慮したことがございます。平成29年の台風21号による被災の復旧作業においても、個別の建設業者に依頼することが困難であったことから、斑鳩町建設業協会に依頼し、協会の皆様で作業員や資材、建設機械の手配をいただき、早期に復旧作業が進められた経験がございます。こうしたことから、今後は建設業者の個別依頼に加えて、斑鳩町建設業協会の総合的にご協力の依頼をお願いしたいと考えております。

ご質問の資機材や作業員等の個別把握につきましても、災害発生時期等により資機材の情報も異なりますことから、現在は依頼は行っておりませんが、斑鳩町建設業協会に対して、改めて災害時の協力体制について協議してまいりたいと考えております。

なお、6月2日金曜日の大雨により、龍田北1丁目、錦ヶ丘地内で発生いたしました法面崩落現場への応急対応ここまでにつきましても、斑鳩町建設業協会にその作業と人的動員をお願いしたところ、13業者から25名の作業員を手配いただき、災害発生の翌日にはブルーシートによる崩落部分の保護が完了いたしております。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ありがとうございます。私がおの次に3番目の質問で言おうと

したことはもう部長が答えていただきましたので、3番目の質問を飛ばすとしまして、龍田の守谷池ですかね、すごいことになっておりますので、今後も委員会でもいろいろまた出るとは思いますけど、その辺また斑鳩町のほう、住民さんのほうを十分配慮していただいて、今後、見ていかなければならないと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは4番目の質問に行かせていただきます。コミュニティバス王寺乗り入れについてですけど、王寺駅へ乗り入れる負担金の負担額と、王寺駅の乗降者の数を教えていただけますか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 斑鳩町のコミュニティバスの運行に係る王寺駅への乗り入れについてのご質問でございます。コミュニティバスの王寺駅への乗り入れは、令和2年4月から開始しており、王寺駅への乗り入れに要する費用といたしましては、奈良交通の笠町・王寺の路線バスの運行区間と重複いたしますことから、奈良交通の路線バスへの減収を補填するために、コミュニティバスの利用人数に応じ王寺駅乗り入れ負担金を支払っております。利用者数と負担金の推移といたしましては、令和2年度が利用者9,366人に対し約177万4千円、令和3年度が1万687人に対し約202万9千円となっております。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） 結構な利用数だと思います。それでは、法隆寺駅があるのに、路線バスが走っているのに税金を使って走らせる理由、そもそも町内にはJR法隆寺駅があり、また奈良交通のバスの線もあり、交通網は充実していると思いますけど、税金を投じて町外である王寺駅、コミュニティバスを走らせる必要があるのか。私にしたら経済的にあまりよろしくないんじゃないかなと思うんですけど、その辺ちょっとお答えしていただけますか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） コミュニティバスが担う役割といたしまして、鉄道やタクシー、路線バスなどの民間の交通事業者を補完し、一体となって地域の交通ネットワークの充実を目指すものであることに加え、高齢者等の買物や通院といった日常生活や外出支援、公共施設の利用促進の一翼を担うものと考えております。

王寺駅への乗り入れに関しましては、斑鳩町域の西側にお住まいの方の生活圏に王寺駅周辺が含まれていることや、平成30年度に町内1,300世帯を無作為抽出して実施したコミュニティバスに関する住民アンケート調査におきましても、行き先として王

寺駅のニーズの高さが確認できたことから、最終的に地域公共交通会議で合意をいただき実施してきたものでございます。

王寺駅のバス停は、先ほどの答弁で申しあげましたとおり、乗り入れを開始した令和2年度に9,366人、令和3年度には1万687人と、運行ルートの中で最も利用者の多いバス停となっております。また、乗り入れ開始後の令和2年7月に実施したコミュニティバス利用者115名を対象としたアンケート調査においても、王寺駅に乗り入れたことにより、コミュニティバスを利用することになったとの回答が18.3%あり、利用促進の観点からも一定の事業効果があったものと認識いたしております。

コミュニティバスの運行内容につきましては、今後も効率的かつ利便性の高い運行を目指し、調査研究及び地域公共交通会議の協議を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ありがとうございます。私が想像していたよりかなり利用者が多いので、よかったなと思います。

それでは次に、入札と税についてですけど、一般競争入札をされておられますけど、落札者の落札金額が同額の場合、どうされておられるのかお聞かせ願えますか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 一般競争入札におきまして、応札した業者の金額が同額であった場合の落札候補者の決定についてのご質問です。

本町の一般競争入札は、設計金額が5千万円以上の土木一式工事及び建築一式工事について、工事等の実績や経営の規模、事務所等の所在地等を参加資格要件とする制限付きで、入札後に落札候補者の入札資格参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たす場合に落札を決定する、事後審査型一般競争入札となっております。

この入札で、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、斑鳩町事後審査型制限付一般競争入札実施基準第7の規定に基づき、くじによって落札候補者及び次順位者を決定しています。また、これにより決定した落札候補者に対して、事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認資料の提出を求め、入札参加資格を有していると認められた場合は、その者を落札者と決定し、認められない場合は次順位者から順次審査を行い、落札者が確認できるまで行っているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ありがとうございます。それでは次の質問ですけど、去年の落札者を教えていただけますか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 昨年度、令和4年度の一般競争入札においての落札者についてのご質問です。昨年度の一般競争入札は下水道事業について2件実施いたしました。

1件目は、公共第2号 斑鳩町公共下水道事業 第12処理分区10工区—4工事で、応札者数は9社。全社が落札候補者となるべき同価での入札であったことから、くじ及び事後審査を行い、落札者は株式会社清川組と決定いたしました。

2件目は、公共第3号 斑鳩町公共下水道事業 第11処理分区7工区—2工事で、応札者数は4社、全社が落札候補者となるべき同価での入札であったことから、くじ及び事後審査を行い、落札者は株式会社森岡組と決定したところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ありがとうございます。それに関連してですけど、この2社の落札率、その辺をちょっとお願いできますか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 令和4年度、先ほどの落札率あるいは応札率についてのご質問でございます。先ほども申しあげましたとおり、公共第2号 斑鳩町公共下水道事業 第12処理分区10工区—4工事では、応札者9社全てが同価の入札であったことから、落札率あるいは応札率は85.58%でございました。

次に、公共第3号 斑鳩町公共下水道事業 第11処理分区7工区—2工事では、応札者4社全てが落札候補者となるべき同価の入札であったことから、応札率あるいは落札率は85.83%でございました。以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） すべてで皆、最低価格というか、そこで入札されているということですね。去年、2社とも町外ということですけど、町外ということは斑鳩に法人町民税は入っていないということで、次の質問ですけど、斑鳩町に法人町民税が入るとしたらどういう条件なのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 法人町民税の納税義務者についてのご質問でございます。法人町民税は、町内に事務所や事業所がある法人に課税されるものでございます。法人町民税は、資本金の額や町内の従業者数により定額が課される均等割、法人税額に応じて課される法人税割がございます。

例えば、町内事業者の場合は、均等割が課税されますが、仮に課税標準となるべき法

人税がゼロの場合は、法人税割は課税されておられません。また、町外業者にあっても、町内に現場事務所等を6か月以上設置した場合には、均等割が課税されます。課税標準額がゼロでない場合は、法人税割が課税されることもございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ありがとうございます。できましたらね、今、一般競争入札ですか、5番目の質問になりますけど、ほかの自治体を見てましたら、できるだけ条件付の入札を行っておりますので、税が自治体に入るようにしておりますが、斑鳩町がなぜそれを行っていないのかということですけど、それを少し聞かせていただけますか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 初めに、一般競争入札の執行手順等につきまして、ご説明をさせていただきます。先ほども申しあげましたとおり、本町では設計金額が5千万円以上の土木一式工事及び建築一式工事の発注について、事後審査型制限付一般競争入札を行っているところでございます。

入札の実施にあたりましては、斑鳩町契約審査会において工事概要の確認を行い、斑鳩町事後審査型制限付一般競争入札実施基準に従い入札参加資格等を審議し、競争入札に参加する者に必要な資格を設定しております。

この基準では、入札参加資格を設定するにあたり、当該工事の規模、内容及び施工技術等を勘案し、町内また県内の業者で施工が可能である工事にあっては、入札参加資格に事務所等の所在に関する資格を定めることや、経営事項審査結果の総合評価の水準について各工事の規模、技術的特性等を勘案し、建設業者の施工能力及び工事の質を確保すること。また、過去の施工実績は必要な程度を超えた厳しい条件とならないように、条件を設定することなどに留意しながら設定していることが定められております。

また、町内業者は建設工事に関わる格付でA等級を受けたものにつきましては、総合評価にかかわらず入札の参加資格の対象となるよう配慮することを定めております。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） わかりました。配慮していただいているということで理解はしておきます。

それでは、6番目の町内業者の職種によって取り扱いが違うように思うというのは、今、建設業協会の指名等参加とかあるんですけど、これはどういうふうを選定しておられるのか、業者の選定についてお願いします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 業者選定についてのご質問でございます。斑鳩町において執行する建設工事の指名競争入札等に参加する業者の指名は、斑鳩町建設工事請負業者選定要領に基づき決定しているところでございます。土木一式工事及び建築一式工事の指名業者の設定は、本町の建設工事に関わる格付を受けた者のうち、原則として町内業者から指名することとなっております。

その他の工事につきましては、本町の建設工事等に係る競争入札の参加資格を有する者のうち、基本的にはこれまでの実績等を調査し選定しているところでございます。なお、特殊な物品や業務につきましては、町内に取り扱っている業者がない場合もござい
ますことから、その場合は、町外業者のみで選定しております。以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、宮崎議員。

○10番（宮崎和彦君） ありがとうございます。建設業だけじゃなしに一般の業者さん、電気屋さんとか水道屋さんとかいろいろありますので、この辺もちょっとまたよく考えて入札のほうを行っていただきたいと思ひます

以上で、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、10番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

10時30分まで休憩します。

（ 午前10時10分 休憩 ）

（ 午前10時30分 再開 ）

○議長（中川靖広君） 再開します。

次に、12番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきますと思ひます。

まず1点目は、自転車用ヘルメットの購入費助成制度についてです。昨日も2人の同僚議員から同様の質問がありましたので、なるべく簡潔にしたいというふうに思ひますが、道路交通法の改正によって、今年の4月1日から自転車を運転する全ての人はヘルメットを着用することが努力義務になりました。しかし、ヘルメットといっても値段も様々で、転倒した際にきちんと衝撃を吸収するものとして、インターネットなどで調べますと1個3千円から5千円ぐらいするものが多く、例えば4人家族で人数分のヘルメットを購入しようと思うと、家計にとっては大きな負担となることから、購入したくてもなかなか購入できない家庭もあるというふうに思われます。そうしたことから町とし

て町民の命と安全を守る一助として、自転車用ヘルメットの購入費助成制度を創設し、自転車利用者のヘルメット着用率の向上を目指すべきではないかというふうに考え、質問にあげさせていただきました。

まず、それでは1点目の、自転車乗車時のヘルメット着用の必要性に対する町の認識についてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 自転車乗車用のヘルメット費用の必要性に対する町の認識についてのご質問です。昨日の答弁とも重なりますが、本町では、改正法の施行前から自転車乗車中のヘルメット着用の啓発に取り組み、本年1月25日に、毎月22日の県下一斉の自転車街頭指導啓発デーに合わせ、西和警察署と合同で役場前の国道25号において、ヘルメット着用の努力義務化を前にヘルメットの購入準備と自転車安全利用の啓発活動を実施したところでございます。また、改正法施行後の5月5日に、史跡中宮寺跡歴史公園にて実施したイベントで、5月14日には春の交通安全運動に合わせて法隆寺iセンターにおいて、ヘルメット着用の努力義務についての周知啓発等を行ったところでございます。さらには、町広報紙や町ホームページ、町公式フェイスブックにおいても、自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化に関する特集記事等を掲載するなど、普及・啓発に努めているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 必要性については認識をされているということで、啓発も行っていただいて、4月に法改正になったということ自体をまずやっぱり知らない方もいらっしゃると思いますので、啓発していただくのは非常に大事だというふうに思います。

ただ、その啓発していただくだけでは購入できない方もいらっしゃると思いますので、やはり購入費の助成をしていくという町のとりくみが必要になってくるかというふうに思います。その点については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 自転車用ヘルメット購入費用に対する助成制度の創設についてのご質問です。昨日の答弁で申しあげましたとおり、交通安全意識の向上を図るため、今後も引き続き、西和警察署や町立学校等の関係機関との連携を密にしながら、町広報紙への記事掲載や町公式フェイスブックなどを活用した情報発信、イベント等での普及啓発を進めてまいります。また、ヘルメット購入費用に対する助成制度につきましては、他の議員の方からも同様のご質問をいただいていることから、近隣の先進自治体の事例

を参考に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 検討していただけるということですが、町長、これは実施に向けて前向きに検討していただけるというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 今、部長のほうからも説明させていただきました。そのような形で近隣等の状況も見ながら、また検討していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 前向きにという言葉はいただけませんでした。そのように理解をしておきたいと思っておりますので、またこの質問につきましては、時期を見て改めてさせていただこうと思っております。私としましてはやはり早い段階で具体化していただいて、町民の皆さんの、やはりお役に立てるように制度を検討していただきたいと思っておりますので、強く要望しておきたいと思っております。

そうしましたら、2点目の質問に移らせていただきます。2点目については、少人数学級編制の推進についてということであげさせていただきました。私は、以前から幼稚園、小・中学校全クラスで30人学級を目指すことを公約として掲げ、その実施を町に求めてきました。実際に、斑鳩町では、以前、小・中学校全クラス30人学級を目指してとりくみを進めてきました。当時は小学校5年生と6年生を残すだけという状況まで実施をしていたというふうに記憶をしていますが、しかしその後、教員のなり手不足などによって、教員の確保が難しいということから現在の基準になっていますが、当時は30人学級編制を実施していることがうわさになり、わざわざ大阪から斑鳩町に引っ越してきたという方もいらっしゃいました。私は、かつて町の子育て支援策の目玉施策として実施をしてきた30人学級編制を目指して、できるところからやはり進めていっていただきたいという強い思いを持っており、少人数学級編制を前進させるという角度や、またこの間、授業参観などに出席をされた、参加をされた保護者の方から「見ていると35人以上いるじゃないか」というご指摘もいただいております。現在の学級編制の考え方とこの間の傾向などについても確認をさせていただき、今後の学級編制の在り方について議論をさせていただきたいと思っております。今回、質問にあげさせていただきました。

それではまず1点目の、少人数学級編制の推進に対する国の動向と町の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 少人数学級編制の推進に関するご質問でございます。国の学級定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正法、こちらが令和3年4月1日に施行されまして、この改正により一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細やかな指導を可能とする指導体制を整備するため、公立の小学校の学級編制の標準を現行の40人、第1学年は35人ですが、それから全ての学年において35人に、令和7年度にかけまして段階的に引き下げられることとされたところでございます。なお、公立中学校におきましては、現時点では定数の引き下げについては国においては示されておりません。

一方、本町におきましては、平成23年度から段階的に町独自の少人数学級編制を実施しており、平成28年度からは小学校第1学年及び第2学年は1学級30人、また、第3学年から第6学年及び中学校の全ての学年において1学級35人としております。また、町独自の少人数加配として、校長が各小学校、中学校の事情に応じて少人数指導による授業を行ったほうが効果を得られると判断した場合には、少人数学級編制を行わずに、少人数指導により、より手厚い教育また指導を行うことができるようにすることとしております。

さらには、1学級あたりの平均児童数に係る加配といたしまして、小学校の第3学年から第6学年まで、中学校全学年の1学級あたりの平均児童生徒数が30人を超える学年が3年以上ある場合には2人、2学年以下である場合には1人の講師を加配しているほか、特別支援教育を充実したものとするため、各小学校に非常勤講師2名を加配しているところでございます。

このように町といたしましては、独自の学級編制や1学級あたりの平均児童数に係る加配など、一人ひとりへのきめ細やかな教育を継続してまいりたい、そのように考えております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この間、町としてできることとして、教員の加配を進めていただいているというのは認識をしています。私のほうも、今すぐにこれを実現できるかという難しいと思うんですが、ただやはり国がそうして少人数学級編制を進めていくのであれば、町としてやはりそれに先駆けて、さらにそれを前進させていただきたいなど。中学校についても今、国のほうで明確にそういう35人学級にするという方針は出てないですけど、当時、小学校のその議論をしているときに、中学校のほう

もそう考えているということは言っていましたので、やはり推進をしていくというふうに理解をしています。具体的に言うと、今、小学校1、2年生は30人学級で、小学校3年生から中学校3年生までは35人学級編制をしているということなので、私は目標としてやはり小学校1、2年生が25人学級、小学校3年生から中学校3年生までを30人学級という目標を持って、町として、少人数学級の編制を進めていっていただきたいというふうに思いますが、これは今すぐできるかどうかではなくて、そのような姿勢を持っていただきたいというふうに思っていますが、教育長、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中川靖広君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 議員のご質問にお答えしたいと思います。先ほど申しましたように、次長のほうから申しましたけども、町の少人数教育という形で実践してるわけですけども、その中では少人数学級編制と、それから斑鳩南中学校の第2学年で少人数指導をやっております。これは、高校進学を目指して、またその学年の特性も踏まえて、例えば英語、数学に特化して、その教科だけを2クラスに分けて、35人であれば17人と18人という形のさらに少人数で、より充実した子どもたちに学びの裾野を広げていく、充実を図っていくと取り組んでいます。しかしながら、ほかの小・中学校については少人数学級編制をしております。その中で、この少人数学級編制を実施しているわけなんですけども、今現在、先ほど保護者が参観した授業参観において超えているという話もございました。今現在、今年の令和5年度で言いますと、各小学校、中学校、南中学校の第2学年を除いて、支援学級のお子さんが交流学級に入って、町が実施しております1、2年生の30人、ほか35人学級を超えるという現状はございません。

これは、年度当初からではなくて、昨年度末の段階で超えることのないように学級編制を組んでおります。したがって、今現在は超えることはございません。しかしながら、年に1回、2回の授業参観で超えるということもございます。

このことに関しましては、ご指摘のお電話をいただくこともあるわけなんですけども、そのときは年に1回、2回の支援のお子様方のご父兄にとりましたら、全ての子どもたちの中に子どもが入った授業を見たいという思いもありますので、これは35人を超えても、私は致し方ないことと思っております。そういう説明をさせてもらう中で、一定全てご理解をいただいているところです。したがって、斑鳩町としたら、今35人、30人という形でやってるわけですけども、今、国が示していますその法の改定に伴って、35人学級を国は今年は小学校4年生まで、県は5年生としております。来年度は、

国は5年生なんですけども県は6年生、いわゆる国と県のこのとりくみというのが、やっと斑鳩町のとりくみに近づいてきたなと思っています。ということは、来年度をもって斑鳩町のとりくみというのは、県と国と一緒にになってしまいます。その段階で新たな、議員がおっしゃっている方策というのを考えていく必要があるかなと思っています。したがって、今、少人数学級指導として授業している全ての授業もひっくるめて、特別支援学級のお子さんも含めたとりくみというのをも考えていく必要があるかなと。

ただ、1点、支援学級のお子さんと通常学級のお子さんがいてるわけなんですけども、国の定数でいきますと、支援学級のお子さんは支援学級で8人に1人の教員がついてます。これは支援学級のお子さんという形でついています。

一方、国が示している35人学級というのは、普通学級のお子さんです。特別支援学級を含まないお子さんが入っていますので、それで、教員の定数法も成り立っていますので、それがダブルカウントすることのないようにということで、斑鳩町としては別にやってみましたけども、このことの見直しも含めて総合的な判断をしていく必要の時期に來てるかなと思っていますので、総合的な検討はしてまいりたいと、そのように思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 教育長、2番、3番も含めて全部答えてくれはりましたけども、私は、国に先駆けた基準を持っていくということで、姿勢を問うたんですけども、そんなことも含めて検討するという答弁であったかなというふうに思います。

それと、特別支援学級の児童生徒についてですけども、保護者の方から指摘があったのは、「35人以上いるじゃないか」ということで、教育長がおっしゃった少人数指導については、やはり現場の先生が判断をすることなので、それはどちらがいいかというのはこちらのほうからはあまり口出しをするべきでないかなというふうに思っていますので、それはまた現場の方で判断をしていただければいいかなというふうに思うんですが、やはり学級人数については、コロナ禍、一応、5類になったとはいえ、やっぱり共存していくという関係で、クラスの人数を減らしていくということも必然的に必要になってきますし、やはり特別支援の子どもたちも入った中で、クラスのことを充実しようと思えばそういう編制も必要になってくるかなというふうに思いますので、それについては検討していくというふうに答弁いただきましたので、また動向を注視させていただきまして、これもまた時期を見て改めて質問をさせていただきたいと思います。前向きな答弁をいただきましたので、この質問もここで終わっておきます。

そうしましたら、3点目の質問に移らせていただきます。3点目につきましては、後

期高齢者医療の高額療養費の支給申請についてあげさせていただいております。

これについては、2022年10月1日から後期高齢者医療の窓口負担が1割から2割へと引き上げられました。その際に配慮措置が適用され、内容としましては、今回の改定により医療費の支払いが1割から2割負担となる方については、2025年の9月30日までの3年間、新たに負担増となる分の1か月の外来による窓口負担を3千円までに抑えるというものです。そうしたことから、新たに2割負担となる方に対して、負担増加額が3千円を超えた場合に、医療費の払戻しを受けるための口座登録を呼びかけるという周知が行われています。斑鳩町でも、改定当時に一度、パンフレットを使った周知が行われているかというふうに思いますが、しかし、町民の皆さんからは「制度の内容がよくわからない」「そもそもそういう制度があることを知らない」また、「口座登録の申請をしておかないと、不利益を受けるのか」など疑問の声があり、高齢者の皆さんの中で混乱を生じているというふうに思われます。

そうしたことから、住民の皆さんが理解できるよう、この制度について、今回、質問で取り上げて、実態の把握とともに改めてわかりやすい制度の周知を求めたいと思い質問させていただきたいと思います。それではまず1点目の、制度の対象者数と現在の申請状況についてお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 後期高齢者医療の医療費窓口負担につきまして、1割負担から2割負担に見直された対象者の人数につきまして、令和4年10月からの見直しを実施された段階で1,273人でした。また、令和4年度末までに75歳に到達された方を含めると、現在で約1,300人となっているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 対象者についてはおよそ1,300人ということですが、そのうち口座登録、申請をされている方の人数はどうなっていますか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 口座登録をされている方の人数につきましては、町では把握をしておりません。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 後期高齢者の広域連合のほうで確認ができるんじゃないでしょうか。

- 議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。
- 住民生活部長（栗本公生君） 払戻し等は全部、連合会からやっておりますので、そちらのほうでは把握はしております。
- 議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。
- 12番（木澤正男君） ぜひ町としても把握をしていただきたいというふうに思うんです。今回、質問したのも、申請しないとその制度を使えないのではないかというふうに疑問をお持ちの方がいらっしやいまして、その点について十分周知もしていただきたいんですけど、それを申請しなかった場合、例えばどういうふうになるのでしょうか。
- 議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。
- 住民生活部長（栗本公生君） ひとつシステムの流れをちょっと説明をさせていただきますと、この配慮措置につきましては、ひとつの医療機関のみで受診された場合、議員もおっしゃいましたように、基本的には医療機関で3千円の負担増にまで抑えられております。それを超えますと払戻しがある場合ですね、すでに口座登録されている対象者には後期高齢者広域連合から振り込みの通知がなされます。払い戻す口座が登録されていない場合につきましては、まず口座登録をお願いする案内を広域連合から送付されるという流れになっているところがございます。
- 議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。
- 12番（木澤正男君） 広域連合のほうでは把握して、そのように本人に対して送付もされるということですが、例えばそれがよくわからないとなったときに、やはり問合せするのは広域連合のほうじゃなくて町のほうになるというふうに思うんです。また問合せをしてくれはる人はいいんですけど、そうじゃない人を、例えば申請が漏れてますよという追っかけをしようと思ったときに、これはやはり町のほうで対応することになるんじゃないでしょうか。
- 議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。
- 住民生活部長（栗本公生君） 基本的には、広域連合のほうで全て口座登録されない場合とか、全部、償還の連絡を送られるということになっております。
- 議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。
- 12番（木澤正男君） 当然、町として相談の窓口というか対応はしていただいているというふうに思いますけど、やはり広域連合と連携した対応をしていただきたいなというふうに思うんです。よく理解されない方が通知を送っても申請しない、高額療養で超えた分があつて償還金がありますよというときにも、これは広域連合のほうから、直接、

連絡をしていただけたらとかそういうことになってるんでしょうか。通知は送っていただくとしても、そこは町のほうで対応していただくべきとか、そういうことになるのかなと思うんですけど。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 広域連合から町のほうにも連絡が入ってまいりますので、町のほうからもその方に連絡して、手続きを取っていただくように説明をしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 広域連合での対応になりますという答弁で、ちょっと気になりましたので、やはり町民の皆さんが不利益を受けることのないように対応していただきたいというのと、制度の周知については難しい面もあるんです、よくわからないと。特に、高齢者の皆さんだと書面で通知をしてもなかなか読めないということであったり、また、そもそも償還金がありますから口座登録してくださいと言っても、丸々振り込め詐欺と間違えそうな内容でもありますんで、そうした点からやはり不安になる方というのもいらっしゃると思いますので、その点も含めまして、よくよく周知を徹底していただいて、やっぱりわからないという声があった部分については、改めてその情報も加えて対象者の方に周知をしていっていただきたいというのと、あと、やはり申請状況については冒頭にも申しあげましたけども、数を把握していただきたいなというふうに思いますので、その点も併せてお願いをしておきたいと思います。

その周知等につきましては、今後お願いできますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 質問者もおっしゃいますように、窓口負担の見直しに伴う負担を抑える配慮処置などについて、わからなく不安に思われてる方がいらっしゃるということです。改めて制度へのご理解を深めていただくために、ちょっと工夫したリーフレット等の啓発に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。それではお願いをしておきたいと思います。

では次の質問に移ります。次の質問は、自衛隊からの個人情報提出依頼への対応についてです。この問題についてもこれまでにも一般質問で取り上げてきましたが、全国にある自衛隊の地方協力本部から各自治体に対して住民の個人情報の提出依頼が来ており、斑鳩町の場合だと、自衛隊の奈良地方協力本部から依頼が来ているというふうに思いま

すが、この自衛隊地方協力本部からの要請に対して、全国で住民の個人情報が入隊に提出され、それに基づいて自衛隊が直接、その家庭や本人宛で自衛隊の募集案内を郵送したり、また個別に訪問を行うなどといった例も全国的には報告をされています。

しかし、安倍政権来の平和安全法制制定以降、特に自衛隊が海外で戦闘地域まで出向いていくなど、危険を伴う任務が増えたことによって、自分の子どもが勧誘を受け、自衛隊に入隊することに不安を感じるという保護者の声も増えています。また、実際に自衛隊への入隊者も減っているというふうにお聞きをしています。そうしたことから、自衛隊への住民の個人情報を提供すべきではないという世論も強まってきており、自衛隊から住民の個人情報提出依頼があっても、個人情報の保護を優先し情報を提供すべきではないということを私も繰り返し求めてきました。

このような経緯から、今回、改めてこの自衛隊への個人情報提出依頼に対して、現時点で町がどのような対応をしているのか。また、個人情報の保護という観点から、町として住民の声にきちんと対応していくべきではないかというふうに考えて、質問にあげさせていただきました。

それではまず1点目ですが、自衛隊奈良地方協力本部からの個人情報提出依頼に対して、町はどのような対応をしているのか、お尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 自衛隊からの自衛官及び自衛官候補生の募集に関する募集対象者情報の閲覧請求に対する現在の町の対応についてでございます。

直近では、令和4年12月8日に自衛隊奈良地方協力本部から住民基本台帳法に基づく閲覧請求がございました。その際の住民の範囲といたしましては、出生の年月日が平成13年4月2日から平成14年4月1日までの22歳に達する男女及び平成17年4月2日から平成18年4月1日までの18歳に達する男女となっております。

提供の方法といたしましては、対象者の氏名、住所、生年月日及び性別を記載した住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供したところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 閲覧を許可しているということで、他の自治体で見ると、名簿を作って提出するという対応をされているところもありますけど、それはやっていないということよろしいですね。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） あくまで当町におきましては、住民基本台帳法に基づく

閲覧に供しているというところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。その点については確認をしておきます。

それでは2番目のほうに移るんですけど、この質問の冒頭でも申しあげましたように、やはり自分の子どもの個人情報を提供したくないという保護者や、また本人から申請があったときに、その申請に基づいて自衛隊に情報提供することからその申請者を除外するというような対応をされている自治体が増えてきているんですけども、やはり斑鳩町としても、きちんと個人情報保護の観点から、そうした申請があれば対応していくべきではないかというふうに考えますが、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 自衛隊への情報提供を望まない方への対応についてのご質問でございます。本町におきましては、これまで自衛隊からの住民基本台帳法に基づく募集対象情報の閲覧請求につきまして、住民基本台帳法及び自衛隊法に基づき、住民基本台帳の一部の写しである募集対象者情報の名簿を閲覧に供するという形で、適切に対応を行っているところでございます。なお、市町村によりましては、住民基本台帳法に基づく閲覧ではなく、自衛隊法に基づく情報提供依頼に対して、個人情報保護法に基づき名簿を提供している自治体もございます。そういった自治体においては、自衛隊への情報提供を望まない方への対応として、本人、親権者等からの申請により、提供する情報から除外する除外規定を設けている自治体もございます。

本町におきましては、自衛隊への情報提供について、住民基本台帳法に基づく、法令で定める事務の遂行のために必要な場合の閲覧に供していることから、除外申請の規定を設けることは難しいものと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 法律どっちが優先されるのかと、住民基本台帳法と個人情報保護法とあるんですけど。例えばですね、DV被害を受けていらっしゃる方から情報の開示をしないでくれという申請があったときに、それはきちんと対応されているんじゃないでしょうか。そうしたことから、この点についてもきちっと個々に対応ができるんじゃないかなというふうに私は思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 自衛隊のほうからは住民基本台帳法もしくは自衛隊法の両方の申請が来ているわけですけども、当町のほうは、住民基本台帳法に基づく閲覧に

供してるので、そこから望まない方を除外するというのはちょっと難しいものと考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしますと、私が今、申しあげましたDV被害を受けていらっしゃる方の情報の公開をしないということについては、これは町は対応していないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） DV被害等を受けておられる方につきましては、ちゃんと配慮をしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） その対応はどの法律に基づくものでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 住民基本台帳法に基づく取扱いでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 住民基本台帳法、さっき言った答弁とちょっと違うと思うんですけど、住民基本台帳法の中でもそのように個別の対応されているというふうに思うんですが、それでは自衛隊に対しての閲覧の許可から、名簿から除外をすると、技術的には絶対できないことはないと思うんですけど。それはなぜできないんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 加藤副町長。

○副町長（加藤恵三君） 今、おっしゃっておりますそのDV被害の関係につきましては、それは別途、DV被害の防止法と関連して住民基本台帳法で除外をするということになっておりますので、今、木澤議員がおっしゃっておりますその自衛隊のそういった募集関連に関して、それを除外する規定、法的根拠がないということで、先ほど、栗本部長のほうで、住民基本台帳法では閲覧に対しては除外できませんという答弁をさせていただいております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうすると、再度、確認なんですけど、その住民基本台帳法の中に、DV被害のほうの法律を適用するという項目があるということでしょうか。

○議長（中川靖広君） 加藤副町長。

○副町長（加藤恵三君） 法律的な根拠があるということで、そういった対応をさせていただいております。

それとあと、先ほど、他の自治体の例もあげておっしゃっておりますけれども、それにつきましてはそれぞれの自治体において、個人情報の取扱いを個人情報保護法の中で解釈をされて、そういった除外規定も設けられるというふうに理解しております。そういったところもご理解いただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうすると、うちのほうでも個人情報の保護を優先するという
ことで、そうした対応はできないのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 加藤副町長。

○副町長（加藤恵三君） 斑鳩町の対応といたしましては、住民基本台帳法に基づく閲覧
ということで対応させていただいております。他の団体につきましては、その自衛官の
募集について、個人情報保護法の目的外利用に当たります国等の法律のあった場合であ
りますとか、公益上、必要がある場合において個人情報が提供できるという規定を、そ
れに準じて、それぞれを公開をされているという状況でございます。情報提供ですね、
情報提供されていると。除外規定につきましても、基本的には除外規定されておるとこ
ろと、そういった個人情報保護法においても除外規定がないということで、そういった
除外規定を設けられていない団体もあるところがございますので、斑鳩町としましては、
そういったいろいろな見解が分かれている中で、そういった取扱い、提供というふうな
ことはやっておらないということでございます。

ですので、住民基本台帳法で確かに法的根拠があることについてのみの対応というこ
とで現在、閲覧という対応をさせていただけるということでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 現在はそういう対応だということですが、それについては今
後、研究検討していただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょ
うか。

○議長（中川靖広君） 加藤副町長。

○副町長（加藤恵三君） 研究検討というよりも、今現在の法的な規定がそうなってお
るところでございますので、住民基本台帳法のほうにおいて、そういった除外規定が設け
られましたならば、そういったことも検討できるかと思っておりますけれども、現在の法律の
立てつけで申しあげますと、除外規定は設けられないということでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） これ以上やっても結論は出ないと思いますので、ここで置いて

おきたいというふうに思うのですが、私は、やはり本人が望んでないのに個人情報提供されるというのは、個人情報保護法からしてもおかしいんじゃないかというふうに思います。ただ、こっちの法律とこっちの法律でまた規定が違ったりというのは当然ありますけど、町のほうで勝手に法律改正はできませんけど、町としてどこまでの裁量があるのかというのと、何か方法はやはりないのかなというのは研究していただきたいなというふうに思いますので、そのことだけ要望いたしまして、今回については終わっておきます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午前11時09分 散会）